

令和5年3月24日

学生各位

遠隔授業科目による修得単位数の確認について

学務センター

*赤字は令和4年8月31日版からの主な変更箇所です。

「大学設置基準」(文部科学省令)により¹、遠隔授業により実施する授業科目(以下「遠隔授業科目」)で修得した単位数は、60単位を超えて卒業要件単位数に含めることができません。

ただし、令和2年度および3年度に遠隔授業科目により修得した単位数は、新型コロナウイルス感染症にかかわる特例的な措置として、この60単位には含まれないこととなっています²。

については、令和4年度以降、遠隔授業科目により修得した単位数を各自で把握し³、在学期間を通して60単位を超えることのないように注意してください⁴。

令和4年度以降に遠隔授業科目により修得した単位数は、各自の履修登録画面で確認できます。また、令和5年度前期以降の試験成績一覧表にも表示される予定です。

なお、遠隔授業科目の定義等詳細は Q&A をご覧ください。

1 大学設置基準第25条第2項および32条第5項

2 文部科学省大学振興課事務連絡「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」(令和2年7月27日付)

3 単位互換制度等により他大学等で修得した授業科目について、当該科目が遠隔授業科目であれば、その単位も60単位の上限に含まれることとなりますのでご注意ください。

4 卒業所要単位外であれば、遠隔授業科目を60単位を超えて履修することは可能です。

遠隔授業科目による修得単位数の確認についての Q&A

問1 遠隔授業科目の定義

文部科学省の定義により、全授業回数のうち遠隔授業によって実施する授業回数が半数を超える授業科目が「遠隔授業科目」となります。したがって、全授業回数のうち一部の授業回が遠隔授業であっても、それが全授業回数の半数以下であれば「遠隔授業科目」には該当しません。履修登録画面における「遠隔授業科目」は、この定義によるものです。本学において一般的に使用されている「遠隔授業」（すべての授業回が遠隔授業）とは異なる概念であることにご留意ください。

問2 本学の対面／遠隔併用授業科目の取扱い

本学の対面／遠隔併用授業科目（同一授業回に、受講者の一部が対面授業を受講し、残りが遠隔授業を受講する授業）は、すべての受講者が、全授業回数のうち対面授業によって受講する授業回数が半数を超える場合は「対面授業科目」、それ以外の場合は「遠隔授業科目」に分類されます。

問3 本学の対面／遠隔並行授業科目の取扱い

本学では、令和5年度より、一部の学部において、対面／遠隔並行授業科目（同じ授業内容を対面授業と遠隔授業で同時に並行して提供）が導入されます。この場合、「対面授業」に履修登録した場合は対面授業、「遠隔授業」に履修登録した場合は遠隔授業となります。

問4 新型コロナウイルス感染症にかかわる欠席について

対面授業科目において、「新型コロナウイルス感染症にかかわる欠席」により、全授業回数の半数を超えて欠席し、代替措置として欠席回数分の「遠隔授業」を受講した場合でも、対面授業科目の単位を修得したものとして扱います。すなわち、遠隔授業科目と対面授業科目の区分は、個々の学生の受講状況ではなく、科目としての授業方法により定められます。

なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類感染症への位置づけ変更に伴い、本取扱いは変更の可能性があります。変更の場合は追ってお知らせいたします。

問5 大学院の取扱い

本取扱いは、大学院には適用されません。したがって、大学院の授業科目については、遠隔授業科目において修得する単位数に関する制限はありません。

以上